

平成26年度以降の特定福祉用具購入手続きの流れ

東根市健康福祉部福祉課長寿介護係（平成26年3月）

償還払い(これまで同様)	受領委任払い(新制度)
<p>①支給申請 (申請者等→市)</p> <p>介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(様式第17号)</p> <p>添付: 福祉用具購入が必要な理由書 パンフレット等 領収書 市への請求書 委任状(必要な場合のみ)</p> <p>②支給決定後、指定口座に支給額を振込</p>	<p>①依頼業者等が受領委任払いの事業者として東根市に登録しているかどうかの確認 (申請者等)</p> <p>②事前申請 (申請者等→市)</p> <p>介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払い用)(様式第1号)</p> <p>添付: 福祉用具購入が必要な理由書 パンフレット等</p> <p>③事前確認の連絡 (市→申請者等)</p> <p>このとき、福祉用具購入等の費用について、保険給付分と自己負担額の金額を東根市に確認してください。</p> <p>④福祉用具の引渡し (販売事業者→申請者等)</p> <p>⑤事業者等は、福祉用具購入等の費用について、保険給付分を除いた自己負担額を申請者等に請求(請求書を申請者等に交付) (販売事業者→申請者等)</p> <p>⑥福祉用具代金(自己負担額のみ)の支払 (申請者等→事業者等)</p> <p>⑦自己負担額分の領収書の交付 (事業者等→申請者等)</p> <p>⑧支給申請 (申請者等→市)</p> <p>②の申請書及び添付書類に、以下の書類を追加して申請</p> <p>追加: 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給請求書(受領委任払い用)(様式第2号)</p> <p>⑦の領収書 ⑤の請求書 委任状</p> <p>⑨支給決定後、事業者等の登録口座に支給額を振込</p>